

賦課限度額の見直しについて

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年4月1日に施行されたことに伴い国民健康保険税の課税限度額の見直しをするもので、国民健康保険税の算定をする際の課税限度額のうち基礎課税額いわゆる医療分に係る課税限度額を61万円から63万円に、介護分の課税限度額を16万円から17万円に引き上げるものです。医療分、介護分の引き上げによりまして、据え置かれた後期高齢者支援分19万円を合わせますと賦課限度額の合計額は99万円となります。

保険税額

